

青森県知事認定獣医師認定要領

(目的)

第1 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により作成された「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」に基づき、要件を満たす獣医師を県が知事認定獣医師に認定し、豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に従事させることを目的とする。

(認定対象)

第2 県が認定する対象者は、次の各号の要件を満たす獣医師又は獣医師所属団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 県内農場に対し、ワクチン接種を定期的に行う予定がある者
 - (2) 定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができる者
 - (3) 県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得している者
 - (4) 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれる者
 - (5) 県とワクチンの使用に係る契約を取り交わすことができる者
 - (6) 飼育動物診療施設に属する者又は実験動物施設及び国行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2に規定する施設機関）に属し、自らの施設で飼養する豚にワクチン接種を行う者
- 2 自らの施設で飼養する豚のワクチン接種を行うため、県の機関を認定する場合は、前項(5)に規定する契約を不要とし、別に定める実施要領に基づき、接種を行うこととする。

(申請)

第3 認定を受けようとする者は、ワクチン接種を行う予定の農場を管轄する家畜保健衛生所を通じて、県に次の各号の書類を提出する。

- (1) 知事認定獣医師認定申請書（様式第1号）
- (2) 団体にあつては、登録獣医師一覧（様式2号）
- (3) 接種計画書（様式第3号）
- (4) 履歴書（様式第4号又はこれに準ずるもの）
- (5) 申立書（様式第5号）
- (6) 誓約書（様式第6号）
- (7) 獣医師免許証の写し
- (8) 飼育動物診療施設に属する者にあつては、飼育動物診療施設開設届の写し
- (9) 飼育動物診療施設を除く団体にあつては、定款や登録事項証明書等、代表者並びに事業活動の内容が確認できる書類
- (10) その他、県が認定に必要とする書類

- 2 団体にあっては、前項の提出書類のうち、様式第3号から第6号まで及び獣医師免許証の写しを、登録しようとする獣医師全員分を提出しなければならない。
- 3 様式第3号の作成にあっては、ワクチン接種の提供に係る役務の対価を農場に説明しなければならない。さらには、病原体の農場間又はと畜場等畜産関係施設と農場との交差汚染防止に留意しなければならない。
- 4 家畜防疫員の任命を受けている者は、第1項の提出書類のうち、様式第4、5号及び獣医師免許証の写しの提出を省略できることとする。なお、団体の登録獣医師についても同様に提出を省略することができる。
- 5 飼育動物診療施設開設届の写しは、県内の飼育動物診療施設の場合、提出不要とする。

(認定)

第4 県は、第3による申請が適正と認められた場合、認定証(様式第7号)を発行するとともに、法第50条に基づきワクチン使用の許可を与える。

(任期)

- 第5 知事認定獣医師の任期は1年間とし、年度途中で認定した場合は、当該年度末までとする。
- 2 知事認定獣医師が認定の継続を希望する場合は、第3の規定により申請するものとする。ただし、申請事項に変更がない場合は、第3に定める書類のうち、様式第1号を除く書類の提出を省略できるものとする。

(申請事項の変更)

- 第6 知事認定獣医師は、任期に関わらず、第3で定める申請事項に変更が生じた場合は、速やかに県に変更を届け出なければならない。
- 2 団体の登録獣医師に追加があった場合は、様式第8号及び第3の規定により申請するものとする。ただし、第3で規定する書類のうち、様式第1号及び申請事項に変更がない書類の提出は不要とする。

(認定証等)

- 第7 知事認定獣医師が職務に従事する場合は、第4により発行した認定証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 知事認定獣医師が任期満了し、継続をしない場合又は認定取消となった場合は、速やかに認定証を、家畜保健衛生所を経由して返却しなければならない。
 - 3 知事認定獣医師は、任用期間満了後、継続して認定を受けた場合、認定証を引き続き使用することができる。

(認定取消)

第8 県は、知事認定獣医師が次の各号のいずれかに該当する場合は認定を取消するものとする。

- (1) 法令の規定により、獣医師免許を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき
- (2) 第2に規定する認定要件を満たさなくなり、県の改善指導を受けたにもかかわらず、一定期間を経過しても改善されないとき
- (3) ワクチンを他者へ譲渡や販売等の受渡しを行ったとき、又は接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき
- (4) 県とワクチンの使用に係る契約を締結しない又は契約事項に反したとき
- (5) ワクチン接種に係る事項や飼養衛生管理基準等、家畜衛生に係る事項について、県の改善指導を受けたにもかかわらず、一定期間を経過しても改善されないとき
- (6) 知事認定獣医師として不適当と認める行為があったとき
- (7) その他の事由により、県が認定取消を必要と認めたとき

(ワクチンの受領等)

第9 知事認定獣医師は、ワクチンを受領する際には、受領の3日前までに、ワクチン使用計画書(様式第9号)を家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

- 2 前項による計画書は、原則として1か月を超えない期間の計画とする。ただし、実験動物施設で厳格なワクチン管理ができる場合等、家畜保健衛生所長が認める場合はその限りでない。

(ワクチンの接種)

第10 知事認定獣医師は、ワクチンの用法用量に基づき、適正に保管、使用するとともに、第3に定める接種計画書及び第9により作成したワクチン使用計画書に基づき、ワクチン接種をしなければならない。

- 2 知事認定獣医師は、ワクチン接種のために農場を出入りする際は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、病原体による農場間や、と畜場等畜産関係施設と農場との交差汚染防止対策等に留意しなければならない。
- 3 知事認定獣医師は、ワクチン接種に必要な資材等を自らで準備しなければならない。
- 4 知事認定獣医師は、ワクチン接種豚にマーキングするとともに、当該豚を移動する際は、法第7条の規定に準じて自ら標識を付す、又は農場管理者に標識を付すことを指導しなければならない。

(実績報告)

第11 知事認定獣医師は、ワクチンを接種した際は、接種日の翌日までに、ワクチン接種日計表(様式第10号)によりワクチン接種実績を農場管轄の家畜保健衛生所長に報告しなければならない。

- 2 第一項の規定により日計表の報告を受けた家畜保健衛生所長は、一か月ごとに取りまと

めの上、知事認定獣医師接種実績（月報）（様式第 11 号）により畜産課に翌月 10 日までに報告しなければならない。

（支払等）

- 第 1 2 県は、ワクチンの購入及び管理等に要する費用をワクチン使用料とし、知事認定獣医師に対し、第 11 に規定する接種実績に応じて請求するものとする。
- 2 前項によるワクチン使用料は、1 頭当たり 70 円（税込）とする。
 - 3 ワクチン使用料は、知事が特に必要と認めるときは、これを変更し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができるものとする。

（ワクチンの返却等）

- 第 1 3 知事認定獣医師は、余剰の未開封ワクチン及び使用済みワクチン瓶を適正に管理、保管し、接種翌月 10 日までに家畜保健衛生所長に返却しなければならない。ただし、余剰の未開封ワクチンの使用予定日が明確であり、又は衛生上の事由等により家畜保健衛生所長が返却を不要とする場合はその限りでない。
- 2 使用済みワクチン瓶の返却について、地域での家畜伝染病の発生状況等により家畜保健衛生所長が不要と認める場合は、写真の送付や郵送等の方法により代替えできるものとする。
 - 3 知事認定獣医師は、前項により、使用済みワクチン瓶の返却が不要となった場合は、適正な方法により廃棄するとともに、廃棄したことを確認できる写真を家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

（その他）

- 第 1 4 知事認定獣医師は、この要領のほか、関係法令及び指針に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 この要領に定める事項のほか必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

様式第1号（第3関係）

知事認定獣医師認定申請書

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所

氏名

（団体にあつては団体名及び代表者名）

このことについて、青森県知事認定獣医師認定要領第3に基づき、必要書類を添えて、認定を申請します。

なお、この申請書及び添付資料の記載事項は、事実と相違ありません。

様式第3号（第3関係）

接種計画書

年 月 日

接種者氏名

No.	農 場		接種計画		備 考
	名称	所在地	一か月当たりの 接種予定回数(回)	一回当たりの 接種予定頭数(頭)	

注意事項

- ・団体にあっては、登録獣医師ごとに本計画書を作成すること。

様式第4号 (第3関係)

(表面)

履 歴 書						
写真 (年 月撮影)	(ふりがな) 氏 名					
	旧 氏 名	(異動 年 月 日)				
	生年月日 (和暦)	年 月 日 (歳)				
(ふりがな) 現 住 所	〒 (—)				電話 局 番	
(ふりがな) 家族の現住所	〒 (—)				電話 局 番	
(ふりがな) 勤 務 先	〒 (—)				電話 局 番	
学 歴 大 学 か ら 記 載	学校名 (学部、専攻)	修学期間	年数	修学区分		
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退
		年 月 日～ 年 月 日		卒	卒見込	第 学年・修・退

申 立 書

青森県知事 殿

私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 青森県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

当該申し立てに虚偽があった場合は、直ちに認定取消されても異議ありません。

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

誓 約 書

青森県知事 殿

私は、知事認定獣医師として豚熱ワクチン接種に従事するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- ア 受領した豚熱ワクチンは、第三者への譲渡や販売等の受渡を行いません。
- イ 受領したワクチンは、適切に管理・保管を行うとともに、提出する接種計画書（様式第3号）以外では使用しません。
- ウ ワクチンは用法・用量に基づき使用し、接種後は、家畜保健衛生所に実績の報告を行います。
- エ 飼養衛生管理基準や関係法令を遵守し、ワクチン接種に従事します。
- オ 飼養衛生管理基準やワクチン接種に係る事項について、県畜産課及び家畜保健衛生所から指導を受けた際は、速やかに改善します。

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

様式第7号（第4及び第6関係）

認 定 証
氏名（団体にあつては団体名及び登録獣医師名）
（ 年 月 日生）
上記の者を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 に基づく知事認定獣医師と認める
認定番号 第 号
認定日 年 月 日
青森県知事

縦 53.98mm 横 85.6mm

様式第8号（第6関係）

知事認定獣医師認定に係る申請事項変更届（登録獣医師の追加）

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所

氏名

（団体にあつては団体名及び代表者名）

このことについて、青森県知事認定獣医師認定要領第6の2に基づき、登録獣医師の追加を届出（申請）します。

なお、添付資料の記載事項は、事実と相違ありません。

追加する獣医師の数 : 名

追加する獣医師の氏名 :

様式第10号（第11関係）

ワクチン接種日計表

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

知事認定獣医師名：

（団体にあつては団体名及び登録獣医師名）

No.	接種日	農場名	市町村	ワクチン使用実績 (本)		接種頭数内訳 (頭)					接種日齢または 導入日、生年月日等
				20 トース	50 トース	繁殖雌 豚	種雄 豚	肥育 豚	その他	合 計	

上の表のとおりワクチン接種を受けました。

年 月 日 生産者氏名：

様式第11号（第11関係）

知事認定獣医師接種実績（月報）

年 月 日

畜産課長 殿

〇〇家畜保健衛生所長

No.	知事認定 獣医師名 (団体にあつて は団体名及び 獣医師名)	接種日	農場名	市町村	ワクチン使用実績 (本)		接種頭数内訳 (頭)					ワクチン 使用料
					20 ドーズ	50 ドーズ	繁殖雌 豚	種雄 豚	肥育 豚	その他	合 計	

※獣医師ごとの合計を作成すること